

国家質量監督檢驗檢疫總局



- n 名称：国際知的財産保護フォーラム  
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- n 設立：2002年4月16日
- n 目的：IIPPFは、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。  
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- n ホームページ：[www.iipff.jp](http://www.iipff.jp)
- n 事務局：日本貿易振興機構（JETRO）  
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先：JETRO 北京センター知的財産権部  
TEL：6528-2781  
FAX：6528-2782

2007年9月

国家質量監督検査検疫総局 御中

国際知的財産保護フォーラム  
座長 宗国 旨英

### 知的財産侵害対策に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に四回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月、2006年4月及び6月）、貴総局を訪問させて頂き、知的財産侵害対策に関する建設的な対話をさせて頂きました。まず、このような対話を継続させて頂きましたことに深く感謝を申し上げます。

IIPPFでは、中日両国が相互に協力して知的財産侵害問題を改善していくという「協調と支援」という方針の下に、本ミッション派遣のみならず年間を通して事業を行っております。2006年10月からこれまでに4回に渡り、中国日本商会[t1]IPGと協力し、各地の質量技術監督局で真贋判定セミナーを開催して職員の方々との交流を深めて参りました。

しかしながら、貴国に活動拠点を持つに至っていない企業の殆どは、調査会社を介して地方機関と間接的にコンタクトするのみであるため、その抱える課題、要望などが地方機関の職員に十分に伝達されていない可能性があります。また、質量技術監督局の職能と活動、その情報ニーズを理解している企業も少ないのが現状であると考えられます。

こうしたことから、地方機関の職員と日本企業の担当者とは、情報と意見を交換し相互理解を促進すると共に、各企業が抱える問題について具体的な解決を図る機会を設けるべく、本年は、地方の質量技術監督局との意見交換会を企画しております。具体的には、日本ベアリング工業会等の団体による実施、或いは企業の参加募集によって実施[t2]することを計画しております。貴総局には、ご指導とご支援をお願いします。

IIPPFは、今までにいくつかの建議事項を提案して参りましたが、貴総局におかれましては、常に前向きにお汲み取りいただき感謝しております。また日本ベアリング工業会からの、ノーブランド問題に関する個別要望に対しても、貴総局の強力なご指導のもと、山東省質量技術監督局に摘発を実施していただき大変有難く御礼申し上げます。

さて、今回提案申し上げます建議事項は、昨年11月にIIPPF会員企業及び団体（全80メンバー）に対して実施致しましたアンケートに基づいたものとなっております。これまでの建議内容と重複する部分がありますが、会員企業及び団体からの重ねてのお願いとしてお受け取りいただきたくお願いします。その主な建議の対象は次のとおりです。

- (1) 巧妙化する偽造品製造・販売業者の手口に対する対応、摘発の強化
- (2) 詐欺的な原産地虚偽表示の取締りの強化
- (3) 再度の偽造品の製造・販売行為に対する対策の強化
- (4) 没収された物品の廃棄処分の徹底

貴局が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が模倣品の撲滅に向け寄与あるものとなることを切に願っております。

敬具

## 建議1

### 巧妙化する偽造品業者の手口に対する対応、摘発の強化

#### 一．偽造品製造・販売の巧妙化の現状・摘発の必要性

貴局において、製品品質管理を通じて、消費者の適法な権利と利益を保護するため、貴局の方々が、日々、製品品質法違反の製品（以下、「偽造品」と言います。）を製造・販売している業者（以下、「偽造品業者」と言います。）を摘発していただいていることには大変に感謝しております。もっとも、かかる取締りにも拘わらず、依然として、偽造品の被害状況は深刻であります。この理由の一つとして、偽造品業者の手口が、年々、巧妙化してきており、摘発を巧妙に免れているという点が挙げられます。

具体的な手口の巧妙化として、代表的な傾向と致しまして、偽造品製造・販売行為の、①偽装行為、②分業化、③小口・分散化というものが挙げられると思われまます。これらのうち、いくつかは昨年までのミッションの中で対策を要請させていただき、改善が見られた事例もございました。もっとも、かかる巧妙な偽造品業者は貴国の全土で断続的に現れていることから、大変僭越ながら、[t3]巧妙化の手口を類型化し、製品品質法との関係について[t4]整理していただいた上、地方に周知していただかない限り、根本的な解決につながりにくいものと思料されます。

かかる観点から、以下、上記の各類型に分けて、その実態を説明させていただいた上、これに対する対策案を、製品品質法との関係を十分に勘案しつつ、建議させていただきまます。

#### 二．巧妙化手口類型毎の対策

##### 1．①偽造品製造・販売行為の偽装行為及びこれに対する対策について

偽造品が製造された後、製品品質法第30条等に違反する違法な標章、表示が記載されたラベル等（以下、「違法表示部分」と言います。）にテープ等を貼って、違法ではないかのように装ったまま、これが摘発されないまま、販売されてしまうという、偽造品製造・販売の「偽装行為」の事例が報告されております（以下、違法表示部分が、テープ等で隠された物品を「偽装物品」と言います。）。

かかる偽装行為については、偽装物品が製造現場で没収された場合で、近くに違法表示部分を刻印する設備が現認されたような場合や、偽装物品に貼られているテープ等を剥がせば、容易に違法表示部分が判明することが明らかである場合にまで、摘発行政機関が適切な調査行為を行わなかったという事例もあります。

このような偽装行為は、明らかに製品品質法制度の潜脱行為であり、厳格に取締る必要があると思われまます。

また、製品品質法上も、上述したような事案であれば、製品品質法違反の容疑のある行為に対する調査（同法第18条第1[t5]項）として、テープ等を剥がすことまで許容されるかが問題となるも、同条第1項第4号により、違法製品の封印、差押え等ができることに鑑みると、製品の一部に貼付されているテープ等を剥がす程度であれば、十分に摘発担当機

関に付与された調査権限（製品品質法第 18 条）の範囲内と評価できることが多いと思われます。むしろ、まさに、一見、違法性が確認できない本件のような事案こそ、行政機関の調査権限の効果が十分に発揮されるべき場面であり、積極的に調査を実施すべきと思われます。

以上より、**通達・意見等を通じて、本件のような偽装行為の存在を各地方の質量技術監督局に周知・徹底せしめ、偽装物品であることが明らかであると疑われるような場合には、積極的に、テープ等を剥がして、違法表示部分の確認をすることを徹底していただくよう、**建議致します。

## 2. ②偽造品製造行為の分業化及びこれに対する対策について

違法表示部分と、それ以外の商品部分（以下、「商品本体部分」と言います。）を別の工場で製造した上、さらに別の工場等で組み立てて、偽造品を製造するという、偽造品製造の「分業化」の事例が報告されております。

かかる分業化事例の中でも特に悪質な事例と致しましては、販売現場でラベル等を貼付して、まさに販売直前で違法状態を作出して販売されるような場合です。

かかる分業化事案に対して、貴局が摘発をしていただいた場合であっても、違法表示部分が没収されたり、その製造工場の製造設備が廃棄されるだけに止まり、商品本体部分・その製造工場については、何らの処分もされない事例が多く、報告されております。

この点、違法表示部分のみの製造は製造コストも少なく、容易であることが多いので、たとえ、この部分のみが没収されたとしても、改めて違法表示部分のみを新たに製造して、没収対象とならなかった商品本体部分に、新しく製造した違法表示を付することで、容易に、再び、違法状態を作出することができます。特に、商品本体部分を製造している工場が摘発対象とならず、引き続き、稼働していることが多いので、この傾向はより顕著であります。

そもそも、このような「製造行為の分業化」は、偽造品製造業者が貴国の製品品質法を意図的に潜脱するために行われているものであり、その意味で貴国の品質管理法制度に対する重大な挑戦と言えます。かかる潜脱行為を許容してしまうと、貴国の摘発行為の成果を無に帰してしまい、ひいては、貴国の偽造品取締制度の根幹を揺るがすことになってしまいますので、かかる行為こそ、厳重に取り締まる必要があると考えます。

上記を前提として、本問題について製品品質法的な観点から分析すると、確かに、偽造品製造が分業化されている事例において、個々の商品本体部分の製造行為を、形式的に見ると、同法第 30 条、第 37 条等に違反する違法行為とは評価できないように思えます。しかし、個々の商品本体部分の製造行為が違法表示部分の製造行為と連動して、これらの行為が、最終的に一つの偽造品の形成に向けられたものであると言える場合には、実質的には、これらの行為は全体として違法な行為と評価すべきであり、その一部を形成する、個々の商品本体部分も違法性を帯びると解釈すべきと考えます。

この点について、貴国の関連規定（製品品質法第 61 条、偽造悪質商品刑事事件処理に係る関連法律の具体的適用に関する若干問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈第 9 条等）においても、偽造品の保管、運送等に関与する行為や、偽物製造技術を提供する行為等の間接的な行為についても違法とされていますが、違法表示部分を製造する者

と連携しながら、商品本体部分を製造する行為については、偽造品の製造により直接的に関与しているという点で、保管、運送等を通じて、偽造品に間接的に関与している場合よりも、違法性は大きいと言わざるを得ませんので、当然に違法と認定されるべきであります。

以上より、違法表示部分を製造する者と連携しながら、商品本体部分を製造する者、すなわち、**商品本体部分が偽造品の本質的部分を構成し、かつ、当該商品本体部分を製造する者が、自己の製造する物品が偽造品の一部を構成するものとなることを知っていた、又は知りうべきであった場合には、当該商品本体部分製造行為を違法な行為として認定し、当該商品本体部分も没収の対象とするよう、通達、意見、製品品質法改正等を通じて、明示いただくことを建議致します。**

なお、本問題につきましては、昨年7月に、日本ベアリング工業会が、貴総局及び国家工商行政管理総局公平交易局のそれぞれと協議させていただいた際にも、それぞれ、本問題の取締りの必要性については十分に認識いただいております。貴総局のご指導と山東省 TSB のご尽力により、偽造品ベアリング製造業者が摘発されており、ありがたく御礼申し上げます。今後も、偽造品に関与する業者間の連携について調査を進め、報告して参りますが、併せて、上記の通り、本件問題を整理していただいた上[t6]、引き続き、かかる悪質な行為を取り締まっていただくことについてご検討願えればと思います。

### 3. ③偽造品製造行為の小口・分散化及びこれに対する対策について

上記2で述べた製造行為の分業化の他に、明らかな偽造品製造・販売行為についても該当することではありますが、偽造品の製造・販売ロット数を小口・分散化させる事例が多く報告されているところであります。

これらの小口・分散化は、摘発を逃れるために行われていると考えられます。すなわち、個々のロット数が少量であると、在庫として抱えておく時間が短縮でき、結果的に摘発期間に発見されるリスクが減少することになります。また、刑事罰との関係については、一回の違法行為によって、刑法第140条及び「偽造悪質商品刑事事件処理に係る関連法律の具体的適用に関する若干問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈（以下、「本司法解釈」と言います。）」等で規定されている定罪・量刑基準の基準金額を超過することを避けやすくなり、結果的に、刑事罰対象から逃れやすくなることになります。

以上のような偽造品業者の行為につきましても、貴国の品質管理法制度に対する悪質な挑戦行為であり、厳格に取り締まれるべきものでございます。貴局におかれましては、かかる悪質な手口の存在を十分に認識いただいた上、厳格に取り締りいただくようお願いするとともに、併せて以下の事項を建議致します。

この点、刑事罰との関係については、本司法解釈の第2条によると、何らの処罰も受けていない過去の違法行為については、これを累積して計算するとされておりますので、本来であれば、同一人物が、ロット数を小口・分散化していても、これらを合計して、基準金額を超過した場合には刑事移送しなければならないこととなります。ところが、残念ながら、このような事例について刑事移送された事例はほとんどないようですので、**本司法解釈の各条項の存在及び意義を、意見、通達等を通じて、全国の担当官に周知徹底いた**

いた上、これを確実に執行するよう指導いただくことを建議致します。

また、上記建議に拘わらず、上記条項の執行については、前提として、過去の個々の違法行為を把握する必要があり、この点に関する証拠収集及び立証は、非常に困難であることは十分に承知しております。逆に言いますと、この点に関して、適切な手当をしていただかない限り、このような事案に対して、適切な刑事移送は実現できないおそれがあり、究極的には、本司法解釈の第2条自体が死文化してしまうことになってしまいます。

上記事情に鑑みて、**何らの処罰を受けていない過去の違法行為の金額算出につきまして、これを容易に算出できるような規定を創設いただく等の対策をご検討いただくよう、**建議致します。

## 建議2

詐欺的な原産地虚偽表示の取締りの強化

製品品質法第30条、37条により、原産地の虚偽表示行為が規制され、同法第31条、38条により、品質表示の偽造行為が規制されております。しかし、上述の通り、近時は、偽造業者の手口が巧妙化してきており、これらの規定の適用を潜脱すべく、様々な形で表示方法を変えてきております。これらの行為は、多少、表示方法が変わったとしても、消費者自身が、原産地や品質表示の偽造と誤解を来すおそれが大いなのであれば、製品品質管理を通じて、消費者の適法な権利と利益を保護することを目的とする製品品質法の理念に照らして、厳格に取り締まれるべきであります。

以下、近時、問題となっている偽造表示を具体的に列挙致しますので、これらの表示が発見された場合には、同法に基づき、厳格に取り締まるよう、全国の質量局に指導・通達等を発布していただくことを建議致します。

### ベアリングにおける偽造表示事例

消費者にとっては、商標のみならず、原産地も品質評価の対象となり、消費者に日本製と誤認させるような表示がなされている事例が報告されております。

#### 「LIC. JAPAN」

「Licensed by Japan」の略称であると思われまます。この点、これを翻訳すると「日本からライセンスされた製品」ということになりまます、日本政府が個別企業にかかるライセンスをすることもなく、また、「LIC.」だけでは、必ずしも「Licensed」の略称だとは分からず、「JAPAN」だけが目立つことを考えると、多くの消費者に当該表示が付された製品が日本製・日本の技術を使用されたものであるという誤認を生ぜしめるおそれが大いと言えます。

#### 「TECHNOLOGY OF JAPAN」

本表示は、語義が不明確であります、明らかに、多くの消費者に当該表示が付された製品が日本製・日本の技術を使用されたものであるという誤認を生ぜしめるおそれが大い

いと言えます。

### 建議 3

- (1) 過去に偽造品の製造・販売行為に及び行政罰を受けたにも拘わらず、繰り返し同様の行為を行う者に対する罰則を強化していただきたい（「再犯者に対する罰則強化」）。
- (2) 繰り返し偽造品の製造・販売行為を行う者に関する情報を摘発行政機関間で共有する等、摘発行政機関間の連携を強化していただきたい（「摘発行政機関間の連携強化」）。

※「再犯」という用語は、厳密には、刑法に違反する行為を犯して、刑事罰を受けた者が、複数回、刑法に違反する行為を繰り返すことを指し、行政罰を受けた者が、複数回、同様の違法行為を犯す場合には使用されないと考えられますが、本建議書では、便宜上、かかる場合についても、「再犯」と表記致します。

#### 一．「再度の偽造品の製造・販売行為に対する対策の強化」の必要性について

貴国においては、偽造品、模倣品・海賊版等の製造・販売行為（本項目において、これらをまとめて「偽造行為」と言います。）に対しては、司法ルートのみならず、行政ルートでの救済が規定されております。すなわち、かかる偽造行為に対しては、専利法、商標法、著作権法、反不正競争法、製品品質法及びこれに準ずる地方法規等に基づき、各摘発担当行政機関による行政摘発が実施され、行政罰が執行されることになっております。このうち、貴局におかれましては、製品品質法違反行為に対する行政摘発を実施いただいております。その迅速な対応については、多くの日本企業も感謝している次第です。

しかし、かかる貴局の取り組みにも拘わらず、残念ながら偽造行為は横行しており、特に、一度、偽造行為を行って行政罰を受けたにも拘わらず、再び、同様の偽造行為に及ぶという再犯の被害が多発しております。

具体的な被害状況と致しましては、IIPPF が 2005 年 11 月に実施したアンケート調査の結果によれば、偽造行為によって被害を受けた企業のうち、75%強が、過去に、偽造行為を行って行政罰を受けたにも拘わらず、再び、同様の偽造行為に及ぶという再犯被害を受けており、その中には 3 回、4 回と偽造行為を繰り返すケースも珍しくないとの結果となっております。

上記の通り、再犯被害が横行していると言わざるを得ない状況ですが、再犯業者は、行政摘発される毎に手口が巧妙化する傾向にあり、再犯が継続すると、模倣被害はどんどん拡大してしまいます。摘発行政機関の立場からしても、一度、行政コストをかけて摘発したにも拘わらず、再度、同一人の同一行為に対して摘発を行うことは、貴重な行政コストの無駄遣いであり、また、かかる再度の偽造行為は、行政罰の感銘力を減少せしめるものであり、行政機関に対する冒涇行為に他なりません。貴国が真に製品品質保護を図り、もって、消費者の適法な利益と權益の保護を図っていくためには、再犯行為は絶対的に阻止すべきであり、このような「負の連鎖」を断ち切る仕組みを制度的に創設する必要があります。

上記の観点から、効果的な再犯対策として、以下に述べる事項を建議致します。



## 二. (1) 「再犯者に対する罰則強化」について

まず、再犯者に対する罰則を強化することを建議致します。偽造品業者が、一度、偽造行為を行って行政罰を受けたにも拘わらず、再度の偽造行為に及ぶということは、過去に科された行政罰の抑止力が十分でないからに他なりません。したがって、再犯行為を阻止するためには、再犯行為に対しては、通常の場合よりも、厳しい罰則を科す必要があります。厳しい罰則を科す具体的な方法としては、再犯行為に対する、①行政罰の強化、と、②刑事移送の2つの方法があると考えられます。

### 1. ①行政罰の強化について

#### (1) 再犯加重規定の追加

上記(1)に拘わらず、いかに科しうる行政罰の種類が増えたとしても、[t7]結局、再犯者に対して確実に厳罰が科されない限りは、まさに「絵に描いた餅」ということになってしまいます。特に、別項目にて建議させていただくよう、貴国も既にご認識の通り、「地方保護主義」の弊害がある地方の担当機関においては、この問題が顕在化するおそれがございます。

この点、再犯者は、典型的に悪性が高いといえ、よって、典型的に科すべき罰を強化すべきです。かかる観点から、日本を始めとした世界各国では、刑法上、再犯に対しては、典型的に重罰を科すものとされており、この点、日本では、再犯者については、刑罰の法定刑の長期が2倍となるとされており、また、貴国におかれても、刑法上、再犯者に対しては、厳罰を科すとされており(刑法第65条第1項)が、これは、違法行為者の悪性が顕著になり、再度の違法行為に対しては典型的に重罰を科さなければ、今後の違法行為を抑止できないので、相対的に厳罰を科すものと解されます。また、行政罰についても、海関行政処罰実施条例(国务院令420号)第53条第2項にて、一度行政処罰を受けた者が、1年以内に、再度、同一の違法行為を行った場合に厳罰を科すと規定されており、つまり、当初に科された罰が、刑事罰であっても、海関行政処罰実施条例に基づく[t8]行政罰であっても、再犯者には厳罰が科されることとなっておりますが、この点、海関における行政処罰だけ、その他の行政罰と取り扱いを異にすることの合理性はございません。

このような観点から、製品品質法違反の行政罰についても、**再犯者に対しては、①再犯行為を明確にした上、②これに及んだ者に対しては、特に厳罰を科す旨を法律で規定していただくか、又は、かかる旨の通達、意見書等を出していただきたい。**具体的には、(i)再犯行為の定義としては、偽造行為に対して適用される法律、地方法規等の種類が多いことに鑑みて、全く同一の罰条が適用される場合に限定せず、広く、偽造行為を繰り返す者が再犯と認定されるよう定義付けいただいた上、(ii)特に、過料については、これが科されることが相対的に多いことに鑑み、再犯者に行政罰として過料が科される場合には、当初に科された金額を参酌しつつ、通常の場合よりも、相対的に高額の過料を科すように明示していただきたい。

#### (2) 相対的に厳しい行政罰を科す運用の徹底

上記(1)に拘わらず、結局は、行政罰執行機関が再犯者に対して、確実に厳罰を適用

することが重要でございます。この点、再犯者については、積極的に「情状が重い場合（製品品質法第53条）」と認定して営業許可証の取消が科されている実務となっていると伺っておりますが、同実務を徹底いただくと同時に、過料についても、可能な限り、高額な過料を科していただく運用を徹底いただくようにしていただきたい。

## 2. ②刑事移送について

罰則としては、自由刑なども規定されている刑事罰が一番、抑止力が高いことは明らかであります。よって、再犯者に対しては、積極的に刑事罰を科していただくことが、再犯抑止につながると思料されます。

貴国における偽造品製造行為に対する刑事罰につきましては、刑法第140条で規定されており、これに関して、「偽造悪質商品刑事事件処理に係る関連法律の具体的適用に関する若干問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈」（以下、本項目において、「本司法解釈」と言います。）が発布されております。刑法及び本司法解釈によると、一定の金額を超過する偽造品製造行為についてのみ刑事罰の対象とされており、たとえ再犯事案であったとしても、当該行為が当該金額を超過しない限り、刑事罰対象とはならないということになっております。

この点、再犯事案は、一度、行政処罰を受けたにも拘わらず、再度、同様の偽造行為を行ったという点で、行政処罰の抑止力が十分に機能していない場合と言えようかと思われまますので、これについては積極的に刑事罰を科す必要があるかと思われまます。

また、知的財産権侵害に係る刑事罰を規定した刑法第213条、第215条、第216条、第217条については、金額や数量に拘わらず、「その他の情状がひどい場合」についても刑事罰の対象となると規定されており（「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」第1条第1項第3号、同条第2項第3号、第3条第1項第3号、同条第2項第3号、第4条第4項、第5条第1項第3号、同条第2項第3号）、この条項に基づき、たとえ、一定の金額を充足していない場合であっても、当該行為が再犯である等、悪質性が顕著である場合には、「情状がひどい場合」であるとして、刑事移送できるような柔軟な法制度になっております。[t9]

つきましては、**刑法第140条及び本司法解釈につきましても、「その他の情状がひどい場合」、または、より直裁に、「過去に刑事罰や行政罰を受けた場合」に刑事移送できるように改正いただいた上、再犯者に対しては、当該再犯行為自体が刑法及び本司法解釈に規定されている金額・数量を充足しない場合であったとしても、これらの規定に基づいて、積極的に刑事移送していただくよう、全国の質量局に対して、通達、意見書等を出していただくことを建議致します。**

なお、先述の通り、本司法解釈第2条において、個々の行為が刑事移送の要件となる基準金額・数量が満たさない場合であっても、累計して算出できるとされているが、既に、過去に行政処罰が科された行為については算入対象とはならないので、現行法下では、基準金額・数量を充足しない再犯事案については刑事移送することはできず、上述した趣旨の法律・司法解釈の改正が必要となると思われまますので、念のため、補足させていただきます。

## 三. (2)「摘発行政機関間の連携強化」について

上述の通り、再犯者に対して厳罰を科していただくためには、その前提として、摘発担当行政機関が、当該行為者が、過去にいかなる偽造行為を犯したのかという情報を正確に把握する必要があります。特に、近時は、手口も巧妙化しており、特定の個人が社名を変えて侵害行為を繰り返す被害も横行していることから、情報を正確に把握する必要性は増大していると言えます。

情報を共有いただく際には、以下の点にご留意いただければ幸いです。すなわち、まず、近時の偽造品業者は地域をまたがって偽造行為に及んでいるケースが多いので、他地方での処罰履歴についても正確に把握していただく必要があります。また、同一地方の同一の担当機関によって過去に処罰された場合であったとしても、省レベルの機関なのか、県レベルの機関なのかによって異なってくるので、相互にかかる情報を共有していただく必要があります。さらに、貴国の場合には、偽造行為を摘発していただける機関が、貴局だけでなく、公安部、工商局、海関等、多岐に渡りますので、官庁間での情報共有も進めていただく必要があると思われまます。

以上の点を十分に勘案しつつ、**担当行政機関同士で偽造行為者の処罰履歴等に関する情報を共有いただき、相互に連携を強化していただきたい。**

なお、この点につきましては、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」において、『「行政法執行と刑事司法の情報共有プラットフォーム」の手法を積極的に広めることで、行政法執行と刑事司法の連携作業システムに近代的手段と長期的に有効な作業プラットフォームを提供し、行政法執行と刑事司法の連携作業をまさに案件の審理中に反映することを促す。』と記載されており、貴国も行政機関同士の連携強化を図ろうとしていただいております。つきましては、**この連携強化の状況について具体的にご教示願えれば幸いです。**

#### 四. 小括

以上、再犯対策を具体的な形で提示させていただきました。再犯行為は、現在、どんどん増大しており、その手口も巧妙化してきておりますが、かかる再犯は貴国の偽造品取締法制度を冒涇するものであり、これに対する重大な挑戦であります。かかる再犯行為を厳重に取り締まってこそ、真に製品品質保護が実現して、もって、消費者の適法な権利と利益を保護につながっていくと確信しております。

何卒、上述した建議案につきましてご検討いただき、実効的な再犯対策を策定いただければ幸いです。

#### 建議 4

製品品質法に基づき没収された物品（「没収物品」）の廃棄処分について関連法規を改正して明示的に規定していただきたい。

製品品質法 53 条、71 条に基づき、没収された物品について、「廃棄」以外に「その他の

方式」も許容と規定されております。

この点、製品品質法に基づき、没収物品について、譲渡等、廃棄以外の処分がなされる場合、没収物品について、違法表示を構成する部分を削除することが規定されていないので、没収物品が違法状態のまま、譲渡等され、市場に再還流されるおそれがあります。

また、商品の表示等を除去した後に、市場に再還流された場合についても、上述した通り、近時の偽造品の製造の巧妙化、分業化の傾向の中、再び、当該商品に違法な表示を付することが容易になってきており、違法物品が再流通しやすい状態になってきております。

このような事態が生じることは、違法物品・粗悪品の再流通により消費者に混乱を招くばかりか、消費者を害することになったり、環境に対して悪影響を与えたりすることにつながりかねません。

上記より、没収物品については、確実に廃棄されることが望ましいと言えますので、製品品質法の法文上もその旨が明確にさせていただき、ご検討いただければと思います。

以上